

ID: 74

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	特別観覧の許可																									
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第6条(第13条第3項において読み替える場合を含む。)																									
例 規 番 号	昭和63年条例第7号																									
【根拠条文】 (特別観覧料) 第6条 記念館に保管し、又は展示している資料について学術研究等のために模写、撮影等を行うとする者は、市長の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。 別表第2(第6条関係) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">特別観覧料(1点1日につき)</th></tr><tr><td colspan="2">熟覧</td><td colspan="2">300円</td></tr><tr><td colspan="2">模写、模造等</td><td colspan="2">500円</td></tr><tr><td rowspan="4">撮影</td><td rowspan="2">モノクロ</td><td>学術研究を目的とする場合</td><td>200円</td></tr><tr><td>出版等の収入が伴う場合</td><td>1,010円</td></tr><tr><td rowspan="2">カラー</td><td>学術研究を目的とする場合</td><td>400円</td></tr><tr><td>出版等の収入が伴う場合</td><td>2,030円</td></tr></table> (管理の代行等) 第13条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 記念館の利用の許可(第7条第1項の許可を除く。)に関する業務 (2) 記念館の運営に関する業務 (3) 記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。				区分		特別観覧料(1点1日につき)		熟覧		300円		模写、模造等		500円		撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円	出版等の収入が伴う場合	1,010円	カラー	学術研究を目的とする場合	400円	出版等の収入が伴う場合	2,030円
区分		特別観覧料(1点1日につき)																								
熟覧		300円																								
模写、模造等		500円																								
撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円																							
		出版等の収入が伴う場合	1,010円																							
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円																							
		出版等の収入が伴う場合	2,030円																							
標準処理期間	1日																									
備考																										

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 76

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	資料の館外貸出しの許可						
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第7条第1項						
例 規 番 号	昭和63年条例第7号						
【根拠条文】 (資料の館外貸出し) 第7条 教育、学術若しくは文化に関する機関又は団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の貸出しは、無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、別表第3に定める額の貸出料を徴収することができる。 別表第3(第7条関係) <table><tr><td>区分</td><td>貸出料(1件につき)</td></tr><tr><td>館外貸出し</td><td>10,180円の範囲内において市長がその都度定める額</td></tr></table> 【基準】 根拠条文に同じ。				区分	貸出料(1件につき)	館外貸出し	10,180円の範囲内において市長がその都度定める額
区分	貸出料(1件につき)						
館外貸出し	10,180円の範囲内において市長がその都度定める額						
標準処理期間	1日						
備考							
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日				

ID: 78

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	講義室の利用の許可										
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第8条(第13条第3項において読み替える場合を含む。)										
例 規 番 号	昭和63年条例第7号										
【根拠条文】 (講義室の利用) 第8条 講義室を利用しようとする者は、市長の許可を受け、別表第4に定める使用料を納めなければならない。 別表第4(第8条関係) <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">講義室</td><td>午前9時～正午</td><td>1,420円</td></tr><tr><td>午後1時～午後5時</td><td>1,830円</td></tr></table> (管理の代行等) 第13条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 記念館の利用の許可(第7条第1項の許可を除く。)に関する業務 (2) 記念館の運営に関する業務 (3) 記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。				区分	使用料		講義室	午前9時～正午	1,420円	午後1時～午後5時	1,830円
区分	使用料										
講義室	午前9時～正午	1,420円									
	午後1時～午後5時	1,830円									
標準処理期間	1日										
備考											
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日								

ID: 81

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第11条第1項
例 規 番 号	昭和63年条例第7号
【根拠条文】 (観覧料等の免除) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び使用料の全部又は一部を免除することができる。 2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金(館外貸出しに係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文、芦屋市谷崎潤一郎記念館条例施行規則第5条及び第6条の規定による。 (観覧料の免除) 第5条 条例第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、観覧料及び特別観覧料を免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 半額を免除する場合 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者(その介護者1人を含む。)が観覧するとき。 イ 65歳以上の者が観覧するとき。 2 前項第2号の規定による観覧料及び特別観覧料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 (使用料の免除) 第6条 条例第11条第1項の規定により、施設の使用料を免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 3割の額を免除する場合 ア 市及び教育委員会が使用するとき。 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として施設を利用するとき。 2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 82

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第12条第1項ただし書		
例 規 番 号	昭和63年条例第7号		
【根拠条文】 (観覧料等の不還付) 第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金(館外貸出しに係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 84

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	特別観覧の許可																									
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第6条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)																									
例 規 番 号	平成2年条例第22号																									
【根拠条文】 (特別観覧料) 第6条 美術博物館に保管し、又は展示している美術博物館資料について学術研究等のために模写、模造及び撮影等をしようとする者は、市長の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。 別表第2(第6条関係) <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">特別観覧料(1点1日につき)</td></tr><tr><td colspan="2">熟覧</td><td colspan="2">300円</td></tr><tr><td colspan="2">模写、模造等</td><td colspan="2">500円</td></tr><tr><td rowspan="4">撮影</td><td rowspan="2">モノクローム</td><td>学術研究を目的とする場合</td><td>200円</td></tr><tr><td>出版等の収入が伴う場合</td><td>1,010円</td></tr><tr><td rowspan="2">カラー</td><td>学術研究を目的とする場合</td><td>400円</td></tr><tr><td>出版等の収入が伴う場合</td><td>2,030円</td></tr></table> (管理の代行等) 第12条の2 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 美術博物館の利用の許可に関する業務 (2) 美術博物館の運営に関する業務 (3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。						特別観覧料(1点1日につき)		熟覧		300円		模写、模造等		500円		撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円	出版等の収入が伴う場合	1,010円	カラー	学術研究を目的とする場合	400円	出版等の収入が伴う場合	2,030円
		特別観覧料(1点1日につき)																								
熟覧		300円																								
模写、模造等		500円																								
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円																							
		出版等の収入が伴う場合	1,010円																							
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円																							
		出版等の収入が伴う場合	2,030円																							
標準処理期間	1日																									
備考																										

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 86

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第7条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成2年条例第22号		
【根拠条文】 (施設の使用料) 第7条 別表第3に掲げる美術博物館の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受け、同表に定める額の使用料を納めなければならない。 (管理の代行等) 第12条の2 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 美術博物館の利用の許可に関する業務 (2) 美術博物館の運営に関する業務 (3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 90

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成2年条例第22号
【根拠条文】 (観覧料等の免除) 第11条 市長は、規則で定めるところにより、観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定は、前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第7条から第9条までの規定による。 (観覧料の減免) 第7条 条例第11条第1項の規定により、観覧料、特別観覧料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 免除する場合 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 50パーセントを減額する場合 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者(その介護者を含む。)が観覧するとき。 イ 65歳以上の者が観覧するとき。 2 前項第2号の規定による観覧料及び特別観覧料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 (施設使用料の減免) 第8条 条例第11条第1項の規定により、施設の使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。 (1) 免除する場合 市長が特に必要と認めたとき。 (2) 30パーセントを減額する場合 ア 市及び教育委員会が施設を使用するとき。 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として施設を利用するとき。 2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 (駐車場使用料の免除) 第9条 条例第11条第1項の規定により、駐車場の使用料を免除する場合は、次のとおりとする。	

- (1) 公務を目的として来館するとき。
- (2) 美術博物館が主催する行事の講演者等が来館するとき。
- (3) 美術博物館事業を援助するものが来館するとき。
- (4) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。
- (5) 市長が特に認めたとき。

標準処理期間

3日

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 6 年 4 月 1 日

ID: 91

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第12条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成2年条例第22号		
【根拠条文】 (観覧料等の不還付) 第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。 2 前項の規定は、第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「特別の理由がある場合は、規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第10条の規定による。 (観覧料等の返還) 第10条 条例第12条第1項ただし書の規定による観覧料等の返還は、次に定めるところによる。 (1) 全額を返還する場合 ア 天災地変等特別観覧又は施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責任でない理由によって特別観覧又は施設の利用ができないとき。 イ 公益上の理由又は市長の都合によって特別観覧又は施設の使用の許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを返還する場合 使用者が使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の返還を受けようとする者は、特別観覧料・施設使用料返還申請書(様式第6号)に当該特別観覧又は使用に係る許可書を添えて市長へ提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 474

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	資料の館外貸出しの許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例施行規則 第5条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第60号		
【根拠条文】 (資料の館外貸出し) 第5条 教育、学術又は文化に関する機関、団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ資料館外貸出申請書(様式第5号)を市長へ提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第7条第1項(第17条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成22年条例第38号
【根拠条文】 (使用許可) 第7条 潮芦屋交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 2 市長は、前項の許可に潮芦屋交流センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。 (管理の代行等) 第17条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、潮芦屋交流センターの管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 潮芦屋交流センターの使用の許可に関する業務 (2) 潮芦屋交流センターの運営に関する業務 (3) 潮芦屋交流センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、潮芦屋交流センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の第6条第3項、第7条及び第9条の規定の適用については、第6条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	----------------

ID: 186

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第15条第1項
例 規 番 号	平成22年条例第38号
【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第15条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料の全部又は一部を免除することができる。 2 前項の規定は、前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、公益上特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に該当するとき、その他市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文、芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条及び第8条の規定による。 (施設使用料等の減免) 第7条 条例第15条の規定による施設使用料等の免除は、次に定めるところによる。 (1) 施設使用料等を全額免除する場合 ア 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 イ 潮芦屋地区の地域住民で組織した公共的団体のうち、その規約に定める地域活動を目的とした行事で市長が認めたものに使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。) ウ その他市長が特に必要と認めたとき。 (2) 施設使用料等の3割の額を免除する場合 ア 芦屋市が共催する行事に使用するとき。 イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が条例第1条の目的のために使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。) ウ 芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体が条例第1条の目的のために使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。) エ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が条例第1条の目的のために使用するとき(テニスコートとして屋外交流広場を使用する場合を除く。) オ 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 カ その他市長が特に必要と認めたとき。 2 前項第2号の規定による施設使用料等の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 施設使用料等の免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、第1項第1号イ又は同項第2号イ、ウ及びエに該当する使用者にあつては、関係職員の求めに応じ、これらに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければな	

- らない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、条例別表第1備考第1項及び別表第2備考第2項の規定により加算される額については、免除の対象としない。
- (駐車場使用料の免除)
- 第8条 条例第15条の規定による駐車場使用料の免除は、次に定める場合とする。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。
- (2) 芦屋市が主催する行事の講演者又はその関係者が使用する自動車を駐車するとき。
- 2 前項第1号の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又はこれらの交付を受けていることが確認できる書類等を提示しなければならない。

別表第1(第11条関係)

施設使用料金表

1 国際交流センター

室名		広さ (㎡)	収容人員 (人)		施設使用料金(円)			
					朝	昼		夜
					午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後6時～午後9時30分
多目的室	201室	79	多目的室 (180)	48	2,440	1,420	1,420	3,150
	202室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
	203室	79		48	2,440	1,420	1,420	3,150
204室		72	44		2,240	1,320	1,320	2,950
205室		43	26		1,320	810	810	1,730
206調理・試食室		78	30		4,170	2,440	2,440	6,000

2 潮芦屋集会所

室名		広さ	収容人員 (人)	施設使用料金(円)		
				朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
101室		52㎡	32	1,730	1,930	2,240
102室		35㎡	22	1,220	1,520	1,830
103室		17㎡	12	710	810	1,010
104和室		8畳	16	1,010	1,120	1,220

3 屋外交流広場

区分		施設使用料金(円)					
		午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時	午後7時～午後9時
屋外交流	テニスコートA	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	テニスコートB	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

条例適用申請に対する処分個票

広 場	テニスコ ートC	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
--------	-------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考

- 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、それぞれ当該各号に定める額をこの表の施設使用料に加算する。
 - 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき 使用区分に係る施設使用料の10割の額
 - 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき。
 - 入場料等が1,000円以下のとき 使用区分に係る施設使用料の3割の額
 - 入場料等が1,001円以上のとき 使用区分に係る施設使用料の5割の額
 - 営利につながる展示(即売は禁止)のために使用するとき 使用区分に係る施設使用料の5割の額
- 前項の規定による加算額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。
- 2区分以上の区分を引き続いて使用しようとするときは、当該引き続いて使用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。
- 収容人員の欄の()書は、最大収容人員とする。

別表第2(第12条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金 (円)	備考
映写	液晶プロジェクター	1式	2,030	スクリーンを含む。
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,010	モニターテレビを含む。
音響	多目的室音響装置	1式	1,830	マイクを含む。
	204室・205室音響装置	1式	1,010	マイクを含む。
	多目的室ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	CDデッキ	1台	810	
照明設備	屋外交流広場照明設備	1時間	250	1時間未満は1時間とする。

備考

- この附属設備等使用料は、全日をもって1単位とする。(施設の使用許可を受けていない区分については、使用の許可をしない。)
- 市外の居住者及び市外の団体等が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 187

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設使用料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第16条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第38号		
【根拠条文】 (施設使用料等の返還) 第16条 既納の施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第14条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長が特別の理由があると認めるときは」とあるのは「市長が定めた基準に該当するとき、その他指定管理者が市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料の返還) 第9条 条例第16条第1項ただし書の規定による施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料の返還は、次に定めるところによる。 (1) 全額を返還する場合 ア 使用者の責任でない事由によって使用することができないとき。 イ 市が公益上の都合によって使用許可を取り消したとき。 ウ その他市長が特に認めたとき。 (2) 5割を返還する場合 使用者が、使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の返還を受けようとする者は、使用取消申請書(様式第6号)に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 188

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	使用者の登録		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第2条第4項		
例 規 番 号	平成23年規則第13号		
【根拠条文】 (仮予約) 第2条 市内の居住者及び市内の団体等(以下「市民等」という。)は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前の日の属する月の初日(その日が条例第6条第2項に規定する休館日に当たるときは、その翌日。第4条第1項において同じ。)から15日(その日が条例第6条第2項に規定する休館日に当たるときは、その前日)までの間に、次の各号に掲げる方法により仮の使用の申請(以下「仮予約」という。)をすることができる。 (1) 芦屋市立潮芦屋交流センター(以下「潮芦屋交流センター」という。)の窓口において、使用許可申請書(様式第1号)を提出する方法 (2) 別に定めるインターネットを利用したシステムにより、市長が定める事項を送信する方法 2 前項の規定による仮予約が重複しないときは、その仮予約をした者を仮予約者とし、仮予約が重複したときは、抽選により仮予約者を決定するものとする。 3 前項の規定による抽選の結果は、仮予約があった月の17日(当該仮予約があった月の16日又は17日のいずれかの日が条例第6条第2項に規定する休館日に当たるときは、18日)に公表する。 4 第1項の規定による仮予約をしようとする者は、あらかじめ使用者登録申請書(様式第2号)により使用者の登録をし、登録番号の交付を受けなければならない。ただし、同項第1号の規定による申請をする者については、この限りでない。 5 第1項の規定にかかわらず、芦屋市が使用しようとするとき及び条例第17条第1項の規定により潮芦屋交流センターの管理を行う指定管理者が、条例第1条に規定する目的のために使用しようとするときは、潮芦屋交流センターの円滑な運営を妨げない限度において、優先して使用することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 1007

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	現状の変更等の許可(指定有形文化財)		
例 規 名 根 拠 条 項	兵庫県文化財保護条例 第33条において準用する第12条第1項		
例 規 番 号	昭和39年兵庫県条例第58号		
【根拠条文】 (現状の変更等の制限) 第12条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、県委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については規則で定める維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微なときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	令和 6 年 5 月 31 日